



小・中学生の保護者のみなさまへ ～就学援助制度についてのお知らせ～



高岡市教育委員会 学校教育課

1. 就学援助制度とは

経済的な理由により、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に対して、学用品費や学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助することにより、教育の機会均等を保障する制度です。

2. 援助を受けることができる方と申請に必要な書類

	保護者が次のいずれかに該当する方	申請に必要な書類
1	生活保護を受けている方	①、②
2	市・県民税が非課税の方	①、②、③
3	市・県民税の減免を受けている方	①、②、③ ③の代わりに減免決定通知書のコピーでも可
4	児童扶養手当、またはひとり親家庭等医療費助成を受けている方	①、②、④
5	上記1～4の他、収入の程度により援助の必要がある方	①、②、③、⑤ (③の代わりに「市・県民税決定通知書のコピーでも可」)

①「児童生徒に係る世帯票」・・・1人につき2枚必要

②「【就学援助費】振込口座登録申請書」および「通帳のコピー」

③「市・県民税所得課税証明書」又は「市・県民税決定通知書のコピー」 ※ 保護者分

④「児童扶養手当証書のコピー」又は「ひとり親家庭等医療費受給資格証のコピー」

⑤「就学援助費に係る収入額・需要額調書」

- 小学校と中学校にお子さんが通われている場合や兄弟姉妹がいる場合は、1人ずつ申請してください。

3. 援助の対象について

	支給費目	支給額	内容	摘 要
1	学用品費	定 額	学用品費、通学用品費（小1・中1を除く）宿泊を伴わない校外活動費	
2	新入学学用品費	定 額	新入学にかかる学用品費、通学用品費（小1・中1）	新1年生4月認定者のみ
3	校外活動費	上限有	宿泊を伴う校外学習の交通費、見学科料等	
4	体育実技用具費	上限有	体育の授業に使用するスキー用具一式のレンタル代、柔道、剣道の用具購入費	領収証の提出が必要 柔道、剣道の用具購入費用は1人1回のみ認定日前に購入した場合買替えのみ対象
5	修学旅行費	実 費	修学旅行の宿泊費、交通費、見学科料等	原則、小6・中3のみ対象
6	通学費	実 費	交通機関の定期券・回数券の購入費用	領収書または定期券・回数券のコピーの提出が必要 通学の片道の距離が小学校4km、中学校6km以上の場合
7	学校給食費	実 費	給食費の免除	学校集金から給食費を減額
8	医療費	実 費	トラコーマ、白癬及び寄生虫病等の学校病医療費	学校から配布された医療券を提出。 学校(学校医)から治療の指示があった場合の医療費が対象

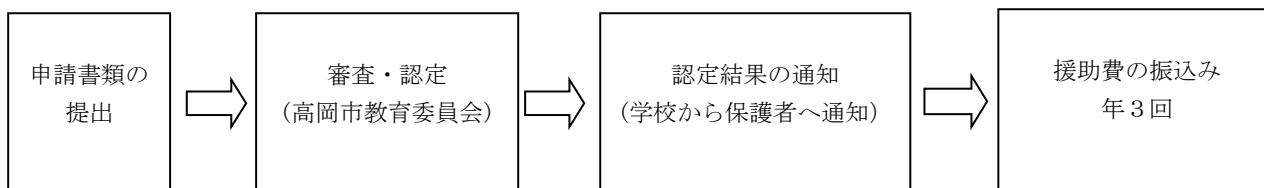
○ 上記1～6については高岡市で定めた一定金額の範囲内で補助します。

○ 学校集金の全てが援助の対象となる訳ではありません。

○ 要保護児童生徒のお子さんは、修学旅行、医療費が対象となります。

【裏面に続く】

4. 申請の手続きから援助費の振込みまで



	項 目	内 容
1	申請場所	申請に必要な書類の配布及び受付はお子さんが通っている学校で行います。
2	申請期間	学校ごとに受付開始日、受付終了日が異なります。 事前に学校へお問い合わせください。
3	認定通知	認定結果は学校を通じて保護者へお知らせします。
4	支給方法	原則、年3回（7月末・11月末・3月中旬を予定）保護者の口座へ振り込みます。支給日・支給金額等は決定後、学校を通じて保護者へお知らせします。
5	そ の 他	年間を通じて受付を行います。申請月により認定月は異なります。また、援助の開始は認定日以降となります。

5. よくある質問

- Q** 現在、小学校で認定を受けています。中学校に入学するときに必要な手続きはありますか？
A 引き続き認定となりますので手続きの必要はありません。ただし、振込口座の変更がある方は学校に申し出てください。また、市外等へ転出される場合は、転入先の学校または市町村教育委員会に問い合わせてください。
- Q** 高岡市へ引っ越しました。所得課税証明書はどちらで発行されますか？
A 今年1月1日に住民票のあった市町村からお取り寄せください。
- Q** 市・県民税所得課税証明書とは、所得証明書のことですか？
A 違います。課税・非課税証明書と所得証明書は別の書類になりますので、ご注意ください。
- Q** 市・県民税所得課税証明書の代わりに源泉徴収票の提出でもいいですか？
A 源泉徴収票は、発行した会社のみのものであり、個人のその他の所得が確認できないため、受理できません。
- Q** 現在、就学援助を受けていますが、毎年手続きは必要ですか？
A 年1回、世帯状況の確認と所得に関する審査があります。
- Q** 現在、児童扶養手当の申請中で手元に証書がありません。すぐに申請したい場合はどうしたらいいですか？
A 市・県民税所得課税証明書、または市・県民税決定通知書のコピーを提出してください。
- Q** 海外から帰国・入国しました。所得に関する証明書が発行されない場合はどうしたらいいですか？
A 学校教育課へご相談ください。

6. 問合せ先

詳しくは学校、または学校教育課（TEL：20-1451）までご相談ください。

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/school/kosodate/shugaku/enjo.html>

【令和6年3月1日改正】